

様式1〔申し合わせ事項〕:【委員会、全協:共通様式】

〔氏名:広田久男〕

■研修テーマ 議会基本条例の検証と課題

■講師 小林 慶太郎(四日市大学副学長)

■所感及び成果

1. 「東員町議会基本条例を検証する」とは、何をどのようにすればよいのか。その考え方を導き、整理させてもらった有意義な研修であった。
2. 今回の研修から修得した成果を活かし、単独で見直した「東員町基本条例(改正案)」を添付する。
【補足】今回の研修レポート作成に当たり、最も時間を費やした自信作である。
3. 今後、行われる議論資料のひとつになれば幸いである。

■修得したポイント

I. 基本条例第 21 条第 1 項が求めている「議会基本条例の検証」とは？

- (1)議員個人の活動検証だけではなく、議会運営(委員会)が条例に示されている目的に
適応していたかを検証することである。
- (2)つまり、検証のポイント(考え方)は、適応していないと評価したら「何故そうなったのか」、「どうしたら適応できるようになるのか」を、考えることである。
- (3)また、適応していると評価した場合は、より一層向上させることを考える。
・・・検証のやり方や評価結果にこだわり、本来の検証目的を十分に理解していなかったように思う。

II. 遵守義務のある地方自治法に基づく検証ポイント

- (1)法第 96 条・・・「議決すべき 15 項目」をちゃんと諮っているか。
- (2)法第 103 条・・・「議長・副議長の任期は議員の任期」を守っているのか？ 違うならその理由を明確にしてあるのか？ 町民に説明をできるようにしておくべし。
⇒「申し合わせ事項」には任期 1 年と示されているだけで、その理由は明記されていない。明確にしておく必要がある。
また、議長を自分ごととして捉えて考えると、1 年間ではちゃんとしたことは何もできない。会社勤めや自治会長の経験から、1 年目は実務経験や検討分析でいっぱい。2 年目からが本番、だと思う。
- (3)法第 109 条・・・「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を設けて審議する」とある。全員協議会は含まれてはいない。一方、基本条例第 6 条では公開するとなっている。
つまり、文面から解釈して秘密にしたいことは全協でやるようなことを、住民に疑われないように、明確にしておく必要がある。
⇒「東員町議会全員協議会に関する規程」で原則公開する。とあり問題なし。

しかし、基本条例において誤解されないよう「全ての会議は原則公開する」ことの文言加筆修正を提案する。

(4)法第132条…「議員の無礼な言動…」および、法第131条では、「議場の秩序…」、議員自身が注意喚起できているか？

⇒東員町議会は問題なし。

Ⅲ. 基本条例第21条の(2)が求めている「議会基本条例の検証」とは？

- 議会運営を検証した結果、条例そのものの見直しをする。

例えば、コロナは予想もしていなかった。必要なら書き加える。ただし、検証をしてからである。

Ⅳ. 基本条例第21条の(3)が求めている「議会基本条例の検証」とは？

- 検証の結果、問題がなかった場合でも文言をよく解釈して、足りないこととか、変えた方がよりよいと思われるところはないか見直す。

以上

東員町議会基本条例の見直し(案)

【作成者 広田久男 提出日 2021. 10. 29】

現 行	改正案	改正する理由や個人的所感など
(前文) 東員町民から選挙で選ばれた議員により構成する東員町議会は、二元代表制である我が国の自治体におけるその一方の機関として、町民の意思を町政に的確に反映させ、かつ、東員町として最良の意思決定を導く責任を負っている。	【前文】 (文言修正は無し)	・ 議会の使命を的確に示している。
議会は、町民の意思を代弁する合議制の機関であり、町長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、独立対等の立場における政策決定並びに町長その他の執行機関の事務の執行について監視及び評価を行うものである。		・ 同上
また、議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める事項を遵守し、積極的な情報の公開と共有を図り、議員の資質向上に努め、広く町民の意思を把握し、議員間の自由かつ達な討議を通して、町長が提案する重要な政策、計画、事業等の論点及び争点を的確に見出し、議会としての合意形成のもと、政策の提言及び立案に努め、町民に信頼され、存在感ある議会を築くため、この条例を制定する。		・ 同上
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、東員町議会(以下「議会」という)、委員会並びに議長及び議員の活動	第1章 総則 【目的】 第1条 この条例は、東員町議会(以下「議会」という)、委員会並びに議長及び議員の基本原	基本条例なので“基本”の文言を入れたいとの思い。(2条、3条、4条も同じ)

原則を定めるとともに、自主的かつ自立的な議会運営を実現するために基本的な事項を定め、東員町民(以下「町民」という。)と議会及び議会と町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)との関係を明らかにし、その使命を果たすことにより、町民福祉の向上と町の健全な発展に寄与することを目的とする。	則を定めるとともに、自主的かつ自立的な議会運営を実現するために基本的な事項を定め、東員町民(以下「町民」という)と議会及び議会と町長その他の執行機関(以下「町長等」という)との関係を明らかにし、その使命を果たすことにより、町民福祉の向上と町の健全な発展に寄与することを目的とする。	
第2章 議会、委員会並びに議長及び議員の活動原則 (議会の活動原則) 第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 町長等が町民本位の適切な行財政運営が行われているか監視を行い、必要に応じて町長等が行う事務事業の調査及び評価を行うこと。 (2) 町民の多様な意見及び要望の把握を行い、町民目線に立った政策の提言及び立案に努めること。 (3) 町民への情報提供及び説明責任を果たし、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。	第2章 議会、委員会並びに議長及び議員の基本原則 【議会の基本原則】 第2条 議会は、次に掲げる基本原則に基づき活動するものとする。 (1) <u>町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。</u> (2) 町長等が町民本位の適切な行財政運営<u>を行っている</u>か監視を行い、必要に応じて町長等が行う事務事業の調査及び評価を行うこと。 (3) 町民の多様な意見及び要望の把握を行い、町民目線に立った政策の提言及び立案に努めること。	(分かりやすくするため) ・ 条文の出だしは条項の見出し文のみとする。 ・ 現条文出だしの文言は、(1)項として加筆追加する。 ・ 議員研修講師(小林氏)の文章指摘に賛同。 ・ 現(3)項は、第5条【情報発信等】、及び本条出だし文章と重複するため削除。

(委員会の<u>活動</u>原則) 第3条 東員町議会委員会条例(昭和63年東員町条例第12号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」というを)は、同条例で定めるもののほか、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 委員会の審査に当たっては、<u>資料等を公開する等</u>、町民に分かりやすい議論を行うこと。 (2) 委員長は、委員会の秩序保持に努め、公正で効率的な委員会運営を行い、自ら委員長報告を作成し、説明責任を果たすこと。 (3) 委員会が行政視察をしたときは、その目的及び報告書を町ホームページに掲載し公開すること。	【委員会の<u>基本</u>原則】 第3条 東員町議会委員会条例(昭和63年東員町条例第12号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という)は、同条例で定めるもののほか、次に掲げる<u>基本</u>原則に基づき活動するものとする。 (1) <u>委員会は、所管事務の調査や研究に励むとともにその専門性と特性を活かし、積極的な政策の提言及び立案に努めること。</u> (2) 委員会の審査に当たっては、<u>設置目的が十分に発揮されるよう、町民に分かりやすく、かつ、的をついた議論を行うよう努めること。</u> (3) 委員長は、委員会の秩序保持に努め、公正で効率的な委員会運営を行い、自ら委員長報告を作成し、説明責任を果たすこと。	(1) 新規に文章追加。定めてあるべき条文であると判断する。 (2) 「資料公開等」の具体的文言は敢えて記載しない。(資料公開と町民に分かりやすい議論のつながりができるのか?) 現(3)項は「申し合わせ事項」と重複するので削除。なお「申し合わせ事項」に「HP 公開」の文言を加筆改正する。
(議長及び議員の<u>活動</u>原則) 第4条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。 (2) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議	【議長及び議員の<u>基本</u>原則】 第4条 議長及び議員は、次に掲げる<u>基本</u>原則に基づき活動するものとする。 (1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。 (2) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、<u>議</u>	・第12条(自由討議による合意形成)の文言と重複しているため、加筆修正する。

員間の自由かつ達な討議を重んじること。 (3) 議員は、町政全般の課題について、町民の意見を的確に把握するとともに、<u>自らの資質向上に努め、</u>町民の代表として負託に応えるよう活動すること。 (4) 議員は、町民の代表として、個別的かつ地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	<u>会での合意形成を図るため、</u>議員間の自由かつ達な討議を<u>尽くすよう努めなければならない。</u> (3) <u>議員は、日常の調査研究及び研修活動に励み、自らの資質向上に努めること。</u> (4) 議員は、町政全般の課題について、町民の意見を的確に把握するとともに、町民の代表として負託に応えるよう活動すること。 (5) 議員は、町民の代表として、個別的かつ地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	・ 第 12 条は削除する。 ・ 議員研修講師(小林氏)の文章指摘に賛同。 現(3)項は重要な事項であると捉え、2 項に分割し、より重要視する。
第 3 章 町民と議会との関係 (情報発信等) 第 5 条 議会は、町民に対しその有する情報を積極的に発信し、かつ、説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、町民の意見及び知見を議案の審議及び審査等に反映させるため、公聴会又は参考人制度の<u>活用</u>に努めるものとする。	第 3 章 町民と議会との関係 【情報発信等】 第 5 条 議会は、町民に対しその有する情報を積極的に発信し、かつ、説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、町民の意見及び知見を議案の審議及び審査等に反映させるため、公聴会又は参考人制度の<u>ほか多様な形態の広聴活動</u>に努めるものとする。	・ 通信機器が進化しており、それらを活用することやアンケート、モニター制度など、いろいろな創意工夫を盛り込める文言にしたい。
	【議会広報の充実】 第 6 条 議会は、町政に係る重要な情報を議会の視点に基づき、議会だより等を発行及び活用をし、町民に分かりやすく広報するよう努めなければならない。	関連条項である第 16 条(議会広報の充実)を第 6 条と改め移動する。

	2 議会は、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、前項に定めるもののほか、多様な広報手段を活用し、広報活動の充実 ^{（注）} に努めなければならない。	
（本会議及び委員会の公開） 第 6 条 議会は、本会議のほか、委員会を原則として公開とし、議長又は委員長が必要であると認める資料等も公開するとともに、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。 2 前項に規定するもののほか、議会の傍聴に関し必要な事項は、東員町議会傍聴規則（昭和 63 年東員町議会規則第 2 号）において定めるものとする。	【本会議ほか全ての会議の公開】 第 7 条 議会は、本会議及び委員会^{（注）}のほか、全ての会議を原則として公開とし、議長又は委員長が必要であると認める資料等も公開するとともに、町民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。 2 （文言修正は無し）	（開かれた議会に反していないように見直す） ・ 議会告示第 2 号「東員町議会全員協議会に関する規程」で「原則公開」を規定しているが、誤解されないように、「すべての会議」文言を追加する。 ・ 議員研修講師（小林氏）の文章指摘に賛同。
（請願及び陳情等） 第 7 条 常任委員会は、請願の審査に当たり、趣旨を十分理解するため、当該請願の提出者及びその紹介議員から意見聴取の機会を設けなければならない。 2 陳情書又はこれに類するもの（要望書、嘆願書、要請書等をいう。）は、政策提言と位置づけ、議長が議会運営委員会に諮り、対応を決定するものとする。	【請願及び陳情等】 第 8 条 憲法で認められている請願・陳情の権利を尊重し、趣旨を十分に理解するため、本会議や常任委員会等で請願や陳情の提出者及びその紹介議員による意見聴取の機会を設けるよう努めなければならない。 2 陳情書又はこれに類するもの（要望書、嘆願書、要請書等をいう）は、政策提言と位置づけ、議長が議会運営委員会に諮り、対応を決定するものとする。	・ 分かりやすく、かつ、忠実な文章にする。

(議会報告会等) 第 8 条 議会は、その活動の報告や、町政の諸問題に柔軟に対処するため、町民と自由に意見交換できる機会(議会報告会、意見交換会等をいう。)を年 1 回は設けるものとし、あわせて情報の提供及び収集に努めるものとする。	【議会報告会等】 第 9 条 議会は、その活動の報告や、町政の諸問題に柔軟に対処するため、町民と自由に意見交換できる機会(議会報告会、意見交換会等をいう)を年 1 回は設けるものとし、併せて情報の提供及び収集に努めるものとする。	
第 4 章 議会及び議員と町長等との関係 (議員と町長等との関係) 第 9 条 本会議における一般質問は、町長等から明確な答弁を得るため、通告制を採用し、町政における論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。 2 議員は、一般質問による政策論議の充実を図る観点から、町長等の答弁の内容を正確に聞き取り、及び趣旨を理解するため、議長を通じて町長に答弁書の事前提出を求めることができる。提出を求められた場合において町長は、議会事務局を通じて当該議員の一般質問が始まる際に質問席へ配付するものとする。 3 本会議又は委員会に出席した町長等は、議員又は委員の質問に対し、論点を明確化し、建設的な議論を深めるため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。この場合における反問とは、質問の内容や趣旨の確認のほか、議員又は委員の考え方を質し、対案を求める等の反論を含むものとする。	第 4 章 議会及び議員と町長等との関係 【議員と町長等との関係】 第 10 条 (文言修正は無し) 2 議員は、一般質問による政策論議の充実を図る観点から、町長等の答弁の内容を正確に聞き取り、及び趣旨を理解するため、議長を通じて町長に答弁書の事前提出を求めることができる。なお、事前提出は当該議員の一般質問<u>予定日の前日正午までに議会事務局へ提出</u>するものとする。 3 (文言修正は無し)	(質問直前の答弁書提出は議員側不利！) より議論を深めるため、答弁書の提出期限を早める。

(資料の提出) 第 10 条 議会は、その審議における論点を明確にし、町長が提案する重要な政策、計画、事業等の水準を高めるため、次に掲げる事項について町長等に対し資料の提出を求めることができる。 (1) 背景、目的及び効果 (2) 関係する法令、条例等の提示 (3) 財源措置及び将来にわたるコスト計算 (4) その他審議に必要と認めるもの	【資料の提出】 第 <u>11</u> 条 (文言修正は無し)	
(議決事件の拡大) 第 11 条 議会は、行政に対する監視機能を強化するため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、議決すべき事件の拡大に努めるものとする。 2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、東員町議会の議決事件を定める条例(昭和 29 年東員村条例第 21 号)において定めるものとする。	【議決事件の拡大】 第 <u>12</u> 条 議会は、<u>町民の代表機関としての機能</u>を強化するため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、議決すべき事件の拡大に努めるものとする。 2 (文言修正は無し)	・条例第 21 号(東員町議会の議決事件を定める条例)を見直すべき、と判断する。 (背景) 地方自治法で総合計画類の作成は廃止されている。必要ならば議決事件を定める。 (背景) 弥富市など、基本条例で議決事件を定めている自治体も多い。
第 5 章 自由討議の拡大 (自由討議による合意形成) 第 12 条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、政策の提言及び立案並びに議案等の審議及び審査に当たり、議会での合意形	削除。	第 4 条と重複するため削除。第 4 条の文言を加筆修正する。

成を図るため、議員間の自由かつ活発な討議を尽くすよう努めなければならない。		
第 6 章 政務活動費 第 13 条 議員は、東員町 議会政務活動費の交付に関する 条例 (平成 13 年東員町条例第 11 号) の規定 に基づいて交付される政務活動費を有効活用し、政策提言や議案審議等のための調査研究を積極的に行うものとする。 2 議員は、東員町 議会政務活動費の交付に関する 条例第 7 条に規定する 政務活動費の 使用基準に従い、これ を適正に執行し、常に 町民に対し使途を明らかにするため、収支報告書及び関係書類一式の写しを議長に提出するとともに、町ホームページ に掲載 しなければならない。	第 <u>5</u> 章 政務活動費 第 13 条 議員は、東員町条例に基づいて交付される政務活動費を有効活用し、政策提言や議案審議等のための調査研究を積極的に行うものとする。 2 議員は、東員町 <u>規則第 14 号に基づき交付される</u> 政務活動費を適正に執行し、町民に対し使途を明らかにするため、収支報告書及び関係書類一式の写しを議長に提出するとともに、町ホームページ <u>で公開</u> しなければならない。	・ 条例名称を省略し、やるべきことを分かりやすくする。 ・ 分かりやすくする。
第 <u>7</u> 章 議会の体制整備 (議会事務局の体制整備) 第 14 条 議会は、議会及び議員の政策の提言及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図り、もって独立性の確保に努めるものとする。 2 議長が、議会事務局の職員の人事に関し、その任命権を行使する場合において、町長は、あらかじめ議長と協議のうえ、その意向を尊重	第 <u>6</u> 章 議会の体制整備 【議会事務局の体制整備】 第 14 条 (文言修正は無し)	

しなければならない。 3 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけて職務に従事するものとする。		
(議会図書室) 第 15 条 議会は、議員の調査研究並びに政策の提言及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。	【議会図書室】 第 15 条 (文言修正は無し)	求められる図書室とは ・調べたいことが調べられる、知りたいことが見つけられる。<u>つまり、現実的な考えではインターネット情報ルームをつくる。</u> *地方自治法第 100 条第 16 項…「議会は図書室を設置し、官報、公報及び刊行物を保管する」とあり、上位法令は遵守する義務がある。
<u>(議会広報の充実)</u> <u>第 16 条 議会は、町政に係る重要な情報を議会の視点に基づき、議会だより等を発行及び活用をし、町民に分かりやすく広報するよう努めなければならない。</u> <u>2 議会は、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、前項に定めるもののほか、多様な広報手段を活用し、議会の広報活動に努めなければならない。</u>	<u>議会の</u>広報活動<u>の充実</u>に努めなければならない。	判りやすくするため。 第 6 条に改め、関連する第 5 条の直後に移動する。 2 項の一部文言を修正する。
第 <u>8</u> 章 議員定数、議員報酬及び政治倫理(議員の定数) 第 <u>17</u> 条 議員の定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、かつ、機能を発揮するため、<u>行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望</u>と町民	第 <u>7</u> 章 議員定数、議員報酬及び政治倫理 【議員の定数】 第 <u>16</u> 条 議員の定数の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、かつ、機能を発揮するための適正な定数を、町民の意見を十分に考慮し決定するものとする。	分かりやすくする。

の意見を十分に考慮し、適正な定数を定めるものとする。 2 前項に規定するもののほか、<u>議員の定数に関し</u>必要な事項は、東員町議会議員の定数を定める条例(平成12年東員町条例第32号)に定めるものとする。	2 前項のほか必要な事項は、東員町議会議員の定数を定める条例(平成12年東員町条例第32号)に定めるものとする。	
(議員報酬) 第 18 条 議員報酬は、町民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、その改正に当たっては、他市町村の動向及び町の財政状況等を考慮するとともに、<u>議員が有する役割及び責任並びに町民及び東員町特別職報酬等審議会条例(昭和39年東員村条例第19号)第1条の規定に基づき設置する東員町特別職報酬等審議会の意見等を総合的に判断し</u>、適正な議員報酬を定めるものとする。 2 前項に規定するもののほか、<u>議員報酬に関し</u>必要な事項は、東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年東員村条例第8号)に<u>おいて</u>定めるものとする。	【議員報酬】 第 <u>17</u> 条 議員報酬は、町民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、その改正に当たっては、他市町村の動向及び町の財政状況等を考慮するとともに、<u>町民の意見や東員町条例に基づき設置される審議会の決定に基づき</u>、適正な議員報酬を定めるものとする。 2 前項のほか必要な事項は、東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年東員村条例第8号)に定めるものとする。	・分かりやすく、かつ、忠実な文章にする。
(議員の政治倫理) 第 19 条 議員は、町民全体の代表者として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。 2 前項に規定するもののほか、<u>議員の政治倫理に関し</u>必要な事項は、東員町議会議員政治倫	【議員の政治倫理】 第 <u>18</u> 条 議員は、町民全体の代表者として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。 2 前項のほか必要な事項は、東員町議会議員政治倫理条例(平成22年東員町条例第1号)に	

理条例(平成 22 年東員町条例第 1 号)に おいて 定めるものとする。	定めるものとする。	
第 9 章 災害発生時の議会对応 第 20 条 議員は、東員町において災害が発生した時は、議長が別に定めるところにより行動するものとする。	第 8 章 災害発生時の議会对応 第 19 条	修正は必要ありと判断する。
第 10 章 検証及び見直し手続 第 21 条 議会は、1 年ごとにこの条例の目的、原則等に 基 した議会運営が行われているか議会運営委員会で検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果、町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。この場合において、その見直しに当たって町長等との協議が必要と判断した場合は、これらと協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。 3 前項に規定するもののほか、議会に係する例規についても継続的に見直しを行うものとする。	第 9 章 検証及び見直し手続 第 20 条 議会は、1 年ごとにこの条例の目的、原則等に 基 した議会運営が行われているか議会運営委員会で検証するものとする。 2 (文言修正は無し)	・ 議員研修講師(小林氏)の文章指摘に賛同。
附 則 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。		